

新潟市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

第1条

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第47条の規定に基づく所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定に関しては、推進法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。

附 則

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。